

## 2019年大阪での卒業式・入学式等の現状

2019年7月21日現在

### 「日の丸・君が代」強制反対大阪ネットワーク

#### (1) 国旗国歌条例施行後の「君が代」不起立処分など

大阪府内公立学校における不起立など被処分者数					
		大阪府教委	大阪市教委等	市町村教委	合計
2012年	卒業式	戒告32人(うち1名は取消)	戒告2人 〔訓告1人〕		戒告34人(うち1名は取消)
	入学式	戒告2人			戒告2人
2013年	卒業式	戒告10人 減給2人		減給1人 (豊中)	戒告10人 減給3人
	入学式	(厳重注意1人)			(厳重注意1人)
2014年	卒業式	戒告6人			戒告6人
	入学式	戒告2人			戒告2人
2015年	卒業式	戒告1人	戒告1人		戒告2人
	入学式	戒告1人		〔訓告1人〕 (枚方)	戒告1人 訓告1人
2016年	卒業式	戒告1人			戒告1人
2017年	卒業式	戒告1人			戒告1人
2018年	卒業式	戒告3人 〔訓告2人〕			戒告3人 〔訓告2人〕
2019年	卒業式	戒告2人			戒告2人
合計		戒告61人 減給2人 〔訓告2人〕	戒告3人 〔訓告1人〕	減給1人 〔訓告1人〕	戒告64人 減給3人 〔訓告4人〕

#### (2) 今年の「君が代」不起立処分について(卒業式)

E 高校・Mさん...戒告処分(3月末で定年)

②S 高校・Sさん~大阪ネットのホットライン相談会に参加。顛末書は「気分が悪かったので立てませんでした」で提出。所属組合とも連携し、人事委提訴予定

事情聴取(4月25日15時定)に約20人が集合。府教委の管理・公務災害グループの吉田課長補佐他1名に対して組合・支援者の事情聴取への立会いを要求。「応じられない」との回答だったが、部屋の用意をとの要求に、事情聴取を行う部屋の隣の部屋に案内。部屋に入って、事情聴取の立会いを認めないことについて、法的根拠を問い質し、ILO・ユネスコ合同委員会の日本政府への勧告を読んだ上でも認めないのかと追及、「ダメだからダメ」という以上の根拠は示せず。

「事情聴取の間に別室で待機する組合に相談に来ること」は認め(一昨年から認めさせてきた形)さらに、「校長の同席は認めない」「質問者と書記以外の府教委メンバーも席を外せ」「質問者・書記のうち、少なくとも一人は女性にせよ」「事情聴取冒頭に、校長からの報告書を示せ」などの要求を出し、府教委はその全てを認める。Sさんから、事情聴取する側とされる側の人数を

同じにすべき、との要請がありました。その点については頑なに拒否。また、事情聴取録の本人確認については、「清書して、本人に示すのが、勤務時間の5時を過ぎるかもしれないので、後日にしたい」とのことなので、その際には組合の同席も要求。その点については即答できないとこのことで、今後の組合との協議事項に。結局、事情聴取は16時頃から始まり、Sさんは何回か、別室待機の私たちのところに来て対応を相談。事情聴取は17時前に終了。校長の同席拒否、府教委の他のメンバーの同席も拒否、聴取側の書記を女性に交代など、これまでの事情聴取より前進したがやはり立会いは認めず。〔一昨年の藤岡さんの時の対応（支援者の待機や助言、校長報告の提示）さらに昨年の増田さんの時にはその後（「研修」終了後）の文書質問にも回答〕

5/9(木)3時半から事情聴取の記録の確認（組合の同席を認める）

③大阪市小学校・Iさん...「不起立」、枚方・福山さん...予行抗議・当日斉唱後に入室  
ともに特に校長よりの対応はなし)

### (3)「不起立」にかかわる再任用拒否について

12年以降、「不起立」の被処分者で「意向確認」できなかったとされた者は、個別案件として審査の俎上にあげられ、不合格や内定取り消しに（他の被処分者は停職でも合格もあり）。

2012年 府立高校1名（再任用継続内定取消し）

高槻市立小学校1名（新規再任用合格取消し）

2013年 府立高校3名（再任用不合格2名、合格取消し1名）

豊中市小学校1名（再任用不合格）

2017年 府立高校2名（再任用不合格）〔+非常勤講師採用拒否〕

2018年 奥野さん合格

2019年 井前さん、藤岡さん合格

以上は、情報公開等も含めて確認しえたものに限る

2014年度から研修は後日に一人ずつ約30分間の講義後に「意向確認書」

2017年度から「～国歌斉唱時の起立斉唱を含む」が削除され、「上司の職務命令に従います」という文言に変更。一昨年の梅原さんの再任用拒否への取組み（署名活動や商工労働部への働きかけによる府教委・人事部への改善要請等）や裁判での追及等の大きな成果といえる。

### (4)卒業式・入学式での府立校等でのビラ配布活動等について

今年も、府立高校を中心に約50校で、強制反対やホットライン相談を明示したビラを配布。昨年の豊中高卒業式での校長による「公道上のビラ配布については、公道を管理する所轄の警察等の道路使用許可が必要です。許可のない場合は通報等の処置をとります」との文書手交に対しては、府教委高等学校課に抗議し、質問・申入れで回答要求（府教委はビラ配布の権利は認めるが、交通事情を理由とする「お願い」と言い訳）。今年、門前で校長の表現の自由への無理解を質すビラも配布。入学式では教員が「お願い」との表現に（文書はなし）。

しかし大阪市立放出中学で現職講師の生徒へのメッセージ配布を回収したり、枚方4中でも校内でのごみ防止のための回収などの事例があり、今後の対応の検討が必要。またビラ配布により多くの市民の参加を実現できるように工夫を重ねていきたい。

(5)井前さんへの戒告処分取消しの控訴審判決は大きな前進でした。その一方で大阪市泉尾北小学校での「天皇即位記念朝礼」や大阪府立学校での知事・府教委の全生徒への拉致問題資料の配布や「アニメ『めぐみ』」の視聴通知・指示等、天皇・神話や愛国心を刷り込む教育が持ち込まれています。これらに対する抗議・申入れを多くの市民・団体と共同して取り組んでいきます。